

茶寿苑通所介護サービス事業（地域密着型通所介護）事業運営規程

（目的）

第1条 茶寿苑通所介護サービス事業（以下「事業所」という。）は、介護保険法の理念に基づき、指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営の確保をするために、人員及び管理運営に関する事項を定め、高齢者等が要介護状態となった場合、居宅において自立した生活が送れるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行う事により利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を的確に、把握して、地域密着型通所介護計画を作成し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスの提供、利用者に対してはその特性に応じたサービスの提供ができる体制を整え、又一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所名称）

第3条 この事業を行う事業所の名称は「茶寿苑通所介護サービス事業（略称：デイサービス）」と称する。

（事業所の設置等）

第4条 事業所は、別府市大字鉄輪1050番地（通称町名：別府市北鉄輪3組）に事務所を置く。

2 事業所の指定地域密着型通所介護の単位数は、1単位とする。

（実施主体）

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人「恵愛会」とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、以下のとおりとする。

（1） 管理者 1名

事業所を代表し、職員の管理、職務の管理、地域密着型通所介護サービス計画の作成等、総括の任に当たる。

指定地域密着型通所介護事業所の管理上の支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業の他職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の勤務に従事することができる。

- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、生活指導その他のデイサービスの提供に当たる。
- (3) 看護職員 2名以上
看護職員は、看護その他のデイサービスの提供に当たる。
- (4) 介護職員 3名以上
介護職員は、介護その他のデイサービスの提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他のデイサービスの提供に当たる。
- (6) 管理栄養士 1名
管理栄養士は、栄養管理業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 12月31日、1月1日から1月3日までを除き、毎週月曜日から土曜日
までとする。ただし、特別の場合はこの限りではない。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時30分から午後3時30分までとする。

(通所介護の利用定員)

第8条 指定地域密着型通所介護の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1単位 18名

(通所介護の内容及び利用料その他の費用額)

第9条 事業所の指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護の内容

- ア 生活相談指導
- イ 日常動作機能訓練
- ウ 養護
- エ 家族介護教室
- オ 健康チェック
- カ 入浴サービス
- キ 給食サービス
- ク 送迎
- ケ 機能訓練サービス

- (2) 利用料の額

指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (3) その他の費用の額

前号の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の区分に応じて、その他の費用の額をそれぞれ定める。

ア 通常実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
通常の実業の実施地域を越えてから、1キロメートルにつき38円

イ 食事の提供に関わる利用料 440円、 おやつは別途50円

ウ おむつ代、リハレク材料代、入場料等 実費

2 前項第3号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3 前項の規定は、第1項第3号の利用料の額を変更する場合に準用する。

(通常の業務の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、別府市内とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者及びその家族は、指定地域密着型通所介護を受ける際には、身体状態(疾病等)の把握、移送(送迎)困難や他の利用者に著しく迷惑を及ぼす言動の恐れがあると考えられる際の利用については、十分に考慮しなければならない。

(緊急時における対処方法)

第13条 事業所は、現に指定地域密着型通所介護のサービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治医等への連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 管理者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、非常災害時に別府市消防署及び別府市介護保険担当課へ速やかに通報でき

る体制を確保し、地元北鉄輪地区自治体との協力・連携体制を図るため上記訓練のうち年1回の合同避難訓練の実施を行う。

- 3 事業所は、非常災害時に利用者（及び北鉄輪地区住民）のために、最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

（苦情処理）

- 第15条 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護サービスに対する利用者又は家族からの苦情に適切に対応するため相談委員会を設置し、その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の取扱方法）

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報について、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - （4）前3号を掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継

続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、利用者に対する処遇に直接携わるデイサービスの従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

（1）虐待防止に関する研修	年2回
（2）感染症予防・まん延防止に関する研修	年2回
（3）事故発生防止に関する研修	年2回
（4）権利擁護に関する研修	年1回
（5）認知症ケアに関する研修	年1回
（6）介護予防に関する研修	年1回

- 2 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従事者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とするものとする。
- 5 事業所は、デイサービスに関する諸記録を整備し、その完結の日（当該デイサービスを提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。